

国民健康保険に加入している方は・・・

毎年、所得の申告が必要です

国民健康保険は所得に応じて、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の自己負担限度額の判定を行っています。正しく判定を行うためには、所得の申告が必要です。

所得が少なかったり、所得が無い場合でも、申告を忘れると、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費や入院時の食事代等の自己負担限度額が高くなるなどの不利益を生じる場合がありますので、毎年正しい申告をお願いします。

※ 所得申告の確認が取れない方には保険税決定以降に、別途案内文を送付いたします。

申告をしていない場合

- 国民健康保険税の軽減措置が適用されません
- 高額療養費の自己負担限度額が判定できません

申告の不要な方

- 所得税の確定申告や住民税の申告をした人
- 給与収入のみで、給与支払報告書が勤務先から町に提出された人
- 公的年金を受給されている方で、公的年金支払報告書が町に提出された人

※ 公的年金について、障害年金及び遺族年金のみを受給されている場合は、以下①の収入がない場合の申告が必要となります。

中標津町へ申告される場合

① 収入が無い場合の申告

国保・高齢者医療係にて受付します。
なお、令和7年1月1日現在で日本国内に住所を有していない等の場合は、簡易申告を受付します

② 収入がある場合の申告

事前に税務課住民税係に連絡し、申告時に必要な書類を確認のうえ、申告してください。

問い合わせ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町役場 町民生活部 住民保険課 国保・高齢者医療係
電話 0153 - 74 - 0844